

地 域 保 健 福 祉 課

Ⅲ 地域保健福祉課の業務概要

地域保健福祉課は、生涯を通じた健康づくりと福祉の充実を目指し、保健師、管理栄養士、精神保健福祉相談員等が関係機関と連携を図りながら母子保健、成人・老人保健、栄養改善、精神保健福祉事業を展開している。

また、肝炎、難病医療費等の助成および各種法令等に基づき児童、母子父子寡婦、高齢者、障害児・者、DV等に関する事務および相談業務を実施している。

1 保健師関係指導事業

保健師は、地域保健福祉課、健康生活支援課に配属され、センター内各種保健指導業務の他、市の保健活動に対して支援を行っている。

定例で所内保健師研究会を開催し、業務の円滑な推進と保健師活動の充実を図っている。

市原市の保健事業に対しては、「いちほら健伴まちづくりプラン」のワーキンググループをはじめ、母子保健事業、専門委員会等保健師活動に係る会議に参加し、事業計画・評価等について支援を行っている。

また、管内保健師業務連絡研究会では企業や医療機関で働く保健師も参加しており、共通課題を解決するための研修開催をはじめ、最新保健情報の提供等、管内保健師の資質の向上に努めている。

令和4年度保健所及び市の保健師数は、保健所8人、市原市52人の計60人である。

地域住民に対して保健サービスを効果的に提供するため、各機関との連携を図り、業務分担制により保健師活動を展開している。

(1) 管内概況

表1－(1) 管内保健師就業状況（各年4月1日現在）

(単位：人)

区分 年度	総数	保健所	市原市			
			保健衛生	福祉	介護保険	その他
令和2年度	51	8	35	4	1	3
令和3年度	60	8	42	6	1	3
令和4年度	60	8	42	6	1	3

(2) 保健所保健師活動

地域保健法の施行により、対人サービスの多くは住民に身近な市町村が実施し、保健所保健師は、広域的・専門的な活動を中心に事業を実施している。

また、保健・医療・福祉等の関係者と連携しながら、在宅ケアの推進にむけて個別支援を行っている。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症の第7波、第8波の流行もあり、対人業務は縮小の傾向にあった。

表1－(2) 家庭訪問等個別指導状況(令和5年3月31日現在)

(単位：件)

種別	家庭訪問		訪問以外の保健指導				個別の連携 ・連絡調整
	実数	延数	面接		電話	メール	
			実数	延数	延数	延数	延数
総数	42	178	26	30	1,559	13	1,711 (10)
感染症	8	8	-	-	654	-	1,500
結核	32	166	4	6	404	12	183 (8)
精神障害	-	-	1	2	-	-	-
長期療養児	2	4	9	10	15	1	26 (2)
難病	-	-	10	10	35	-	2
生活習慣病	-	-	-	-	-	-	-
その他の疾病	-	-	1	1	-	-	-
妊産婦	-	-	-	-	-	-	-
低出生体重児 (未熟児)	-	-	-	-	-	-	-
乳幼児	-	-	-	-	-	-	-
その他※	-	-	1	1	486	-	-
訪問延世帯数	42	178					

※「その他」には新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談を含む

(3) 保健師関係研修（研究）会実施状況

ア 管内保健師業務連絡研究会

保健師業務の連携と資質の向上を図るため、管内保健師の共通課題を取り入れ、研修会を実施した。

表1－(3)－ア 管内保健師業務連絡研究会実施状況

開催年月日	テーマ	主な内容	参加人員
令和4年 7月12日	各機関の保健師活動についての意見交換	1 令和4年度管内保健師業務連絡研究会について 2 各所属における令和4年度保健師活動計画について	26名
令和4年 11月4日	障害のある方への理解を深める	1 講演「大人の発達障害」 2 報告「障害者の就労支援と健康管理」	38名

イ 所内保健師研究会

表1－(3)－イ 所内保健師研究会実施状況

開催年月日	主な内容	参加人員
令和4年 4月19日	1 令和4年度事業計画について 2 令和4年度所内保健師研究会の年間計画について 3 新型コロナウイルス感染症対応について	9名
令和4年 6月21日	1 小児コロナ患者の対応について 2 精神疾患を持つ妊産婦事例の支援について 3 新型コロナウイルス感染症対応について	8名
令和4年 11月15日	1 各事業の進捗状況の報告 2 千葉県現任教育について	8名
令和5年 2月21日	1 令和4年度事業のまとめ 2 令和5年度事業計画について 3 研修報告	5名

ウ 保健所保健師ブロック研修会

県下健康福祉センターのうち、黒潮ブロックとして長生・夷隅・安房・君津・市原の5カ所の健康福祉センターが合同で研修会を開催。開催は毎年輪番制で担当している。

表1-(3)-ウ 保健所保健師ブロック研修会実施状況

開催年月日	主な内容	参加人員
令和4年11月21日から 令和5年1月27日 (書面開催)	1 情報共有 業務と現任教育のコロナ禍での実施状況及び課題 2 意見交換 1の共有事項について 当番保健所：安房保健所	8名

(4) 管内看護管理者研修会

表1-(4) 看護管理者研修状況

開催年月日	主な内容	参加人員
新型コロナウイルス感染症の感染拡大により開催を見合わせた。		

2 母子保健事業

住民に身近な一次的サービスは市町村に一元化され、保健所は市町村との連携のもとに、専門的・技術的サービスを担っている。平成25年4月1日から母子保健法に基づく未熟児の訪問指導や養育医療給付事業及び障害者総合支援法に基づく育成医療給付事業が市に移譲されたため、当センターは思春期保健事業や小児慢性特定疾病児童への支援に重点を移して取り組んでいる。

(1) 母子保健推進協議会

母子保健施策の効果的な推進のため、各関係機関、団体の代表者等で構成される委員による協議会を開催し、母子保健計画の実施に関する事、また、母子保健に関する情報収集分析に関する事について協議することを目的としている。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により資料提供を行った。

表 2 - (1) 母子保健推進協議会実施状況

開催年月日	委員数	主な協議内容
令和5年3月 (資料提供)	11名	<ul style="list-style-type: none"> ・市原保健所管内の母子保健指標 ・市原保健所母子保健関係事業の概要

(2) 母子保健従事者研修会

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の実現に向け、管内の母子保健の課題に合わせ、市町村保健師や、母子保健事業従事者などが必要な知識を身につけ、資質の向上を図ることを目的に開催している。

表 2 - (2) 母子保健従事者研修会実施状況

研修会の名称	開催年月日	参加者数・職種	内 容
母子保健従事者 研修会 (YouTube 配信)	令和5年 2月1日～28日	視聴回数93回 保健師、助産師 母子保健訪問指導員	講演「EPDSの基礎知識と母親への支援」 講師 群馬大学大学院保健学研究科 教授 新井陽子氏

(3) 母子保健に関する連絡調整会議

管内の課題解決に向けて、一元的な母子保健サービスを担っている市町村の母子保健担当者と、広域的なサービスを担う保健所担当者間で、具体的な解決方法を模索するために担当者会議を実施している。

表 2 - (3) 母子保健に関する連絡調整会議実施状況

開催年月日	参加者数・職種	主な協議内容
令和4年 10月25日	6名 保健師 (子育てネウボラセンター、 保健所、児童相談所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度母子保健事業計画及び実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・眼科屈折検査について ・不安や悩みを抱える妊産婦への支援サービス等 2 情報交換

(4) 人工妊娠中絶届出

母体保護法第25条にもとづき医師より届け出がなされた人工妊娠中絶実施件数は下記のとおりである。年齢別にみると、20歳未満は6.7%(令和3年度12.8%)、40歳以上は10.3%(令和3年度9.9%)である。

表2-(4) 人工妊娠中絶届出状況

区分 妊娠週数	令和2 年度	令和3 年度	令和4年度									
			総 数	20 歳 未 満	20)	25)	30)	35)	40)	45)	50 歳 以 上	不 詳
総 数	199	202	165	11	38	35	31	33	17	-	-	-
満7週以前	114	98	75	1	19	16	19	14	6	-	-	-
満8週～満11週	76	90	80	9	15	15	12	19	10	-	-	-
満12週～満15週	2	8	4	1	1	2	-	-	-	-	-	-
満16週～満19週	4	4	4	-	2	1	-	-	1	-	-	-
満20週～満21週	3	2	2	-	1	1	-	-	-	-	-	-
不 詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(5) 特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療(体外受精・顕微授精)対象者に千葉県特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づく経費の助成を平成17年1月から開始している。

令和3年1月の制度拡充により、所得制限の撤廃、助成額についても2回目以降も30万円(一部治療区分は10万円)まで拡充された。また、第1子出産(妊娠12週以降の死産も含む)毎に通算助成回数をリセット可能となり、さらに事実婚関係にある夫婦も申請可能となった。

令和4年4月から保険適用となったため、本事業は終了となった。令和4年4月1日時点で保険適用外の治療が続いている方については、経過措置として1回のみ助成対象としている。

表2-(5) 特定不妊治療費助成実施状況

(単位:件)

年度・市町村	件 数		延件数内訳			
	実件数	延件数	体外受精	顕微授精	男性不妊	その他
令和2年度	117	179	63	45	2(-)	69
令和3年度	224	395	105	111	1(-)	178
令和4年度	61	68	13	20	-	35

※男性不妊の件数は男性不妊治療単独の助成件数であり、()内の数値は、特定不妊治療を伴う男性不妊治療の助成件数である。

(6) 小児慢性特定疾病医療費助成制度事業

小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の一部を助成し、小児慢性特定疾病児童等家庭の医療費の負担軽減を図っている。平成27年1月1日からの児童福祉法の一部改正により本制度も見直しが行われ、小児慢性特定疾病医療支援として実施している。

表2－(6) 小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者状況（各年度3月31日現在）

(単位：件)

疾 患 名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総 数	201	189	172
1 悪 性 新 生 物	32	32	26
2 慢 性 腎 疾 患	15	16	14
3 慢 性 呼 吸 器 疾 患	12	10	10
4 慢 性 心 疾 患	35	28	25
5 内 分 泌 疾 患	28	21	18
6 膠 原 病	12	15	13
7 糖 尿 病	17	19	18
8 先 天 性 代 謝 異 常	5	4	4
9 血 液 疾 患	6	5	6
10 免 疫 疾 患	1	1	1
11 神 経 ・ 筋 疾 患	18	20	23
12 慢 性 消 化 器 疾 患	15	14	11
13 染色体又は遺伝子に 変化を伴う症候群	4	3	3
14 皮 膚 疾 患	-	-	-
15 骨 系 統 疾 患	1	1	-
16 脈 管 系 統 疾 患	-	-	-

(7) 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業

児童福祉法第19条の22の規定に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立支援を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行っている。

ア 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（研修会、講演会、交流会等）

表2-(7)-ア 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業

名称	実施年月日	参加人数・内訳	内容
医療講演会 (YouTube 配信)	令和5年 2月中旬 ～3月31日	再生回数 395回	1 講演 「お食事に困難のあるお子さんへの対応について」 講師 千葉県千葉リハビリテーションセンター 認定看護師 青木ゆかり氏 2 講演及び演習 「在宅療養児の口腔ケア」 講師 千葉県千葉リハビリテーションセンター 歯科衛生士 塩谷友季子氏

※難病及び障害者等歯科保健サービス事業と合同開催

イ 療育相談指導事業（療育指導連絡票に基づくもの）

表2-(7)-イ 療育相談指導内容（単位：人）

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談者数（延）	—	—	—
家庭看護指導	—	—	—
食事・栄養指導	—	—	—
歯科保健指導	—	—	—
福祉制度の紹介	—	—	—
精神的支援	—	—	—
学校との連絡	—	—	—
家族会等の紹介	—	—	—
その他	—	—	—

ウ 訪問指導事業（訪問相談員派遣を含む）

表2-(7)-ウ 訪問指導事業実施状況（疾患別）（単位：件）

疾患名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総数	6	2	2
慢性呼吸器疾患	5	2	—
慢性心疾患	—	—	—
先天性代謝異常	1	—	—
神経・筋疾患	—	—	2

エ 窓口相談事業

表 2 - (7) - エ 相談内容 (単位：人)

内 容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
相 談 者 数 (延)	73	110	10
申 請 等	67	92	-
医 療	-	6	1
家 庭 看 護	4	10	8
福 祉 制 度	-	-	-
就 労	-	-	1
就 学	-	-	-
食 事 ・ 栄 養	-	-	-
歯 科	-	-	-
そ の 他	2	2	-

オ 訪問相談員派遣事業

表 2 - (7) - オ 訪問相談員派遣事業実施状況

年度	区分			
	人 数	回 数	実 人 員	延 人 員
令和 2 年度	1	1	1	1
令和 3 年度	2	2	1	2
令和 4 年度	1	6	5	7

(8) 療育の給付制度

結核治療のために指定医療機関に入院した 18 歳未満の方を対象に、療養生活に必要な日用品等を所得に応じて一部負担する制度。今年度の申請はなかった。

(9) 思春期保健相談事業

思春期保健従事者の資質向上や、思春期保健従事者ネットワークを構築し思春期保健対策を推進することを目的としている。

思春期保健教室は、自己・他者を尊重する健全な心の育成と性に関する正しい知識の普及啓発を目的に、平成 25 年度から小学校 5・6 年生を対象に実施し、平成 30 年度からは中学校 3 年生も対象に実施している。

同教室実施は定着したものの、年間の実施校数や実施校の偏りといった課題が生じていたため令和元年度思春期保健従事者会議において、未実施期間の長い中学校とその中学校区の小学校から順次実施することとした。

表 2 - (9) 思春期保健事業講演会

名 称	開催年月日	参加者数・職種	内 容
思春期 保健教室 (小学校)	令和 4 年 7 月 7 日	水の江小学校 108 名 (内訳)6 年生 104 名 教諭 4 名	講話 「大切なわたし 大切なあなた ～生まれてきてくれてありがとう～」 講師 了徳寺大学 教授 大澤豊子氏
	令和 4 年 9 月 5 日	清水谷小学校 110 名 (内訳)6 年生 103 名 教諭 7 名	
	令和 4 年 9 月 15 日	ちはら台桜小学校 116 名 (内訳)6 年生 110 名 教諭 5 名 教育委員会 1 名	
	令和 4 年 9 月 26 日	千種小学校 121 名 (内訳)6 年生 113 名 教諭 7 名 教育委員会 1 名	
	令和 4 年 10 月 3 日	寺谷小学校 32 名 (内訳)5 年生 17 名 6 年生 10 名 教諭 4 名 教育委員会 1 名	講話 「つながっている いのち」 講師 MIDWIFE MOMOKO 助産院 安達 桃子氏
思春期 保健教室 (中学校)	令和 4 年 7 月 11 日	有秋中学校 113 名 (内訳)3 年生 105 名 教諭 8 名	講話 「大切にしたい自分のこころと からだ」 講師 助産院 ねむねむ 助産師 根岸 雄子氏
	令和 4 年 7 月 14 日	南総中学校 80 名 (内訳)3 年生 73 名 教諭 7 名	

(10) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等について
「旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が平成 31 年 4 月に施行された。この法律は、旧優生保護法に基づく優生手術を受けたものに対する一時金の支給に関し必要な事項等を定めている。施行された同年に 1 件請求があったが、その後相談を含め 0 件である。

表 2 - (10) 管内居住者からの相談及び請求受付件数 (保健所受付分)

年度	区分	請求受付件数	相談件数 (延べ)		
			電話等相談	来所相談	計
令和 2 年度		-	-	-	-
令和 3 年度		-	-	-	-
令和 4 年度		-	-	-	-

※ 一時金の支給に関する相談及び請求は健康福祉部児童家庭課でも居住地に関わらず受け付けている。

(11) その他会議や連絡会等

NICU連絡会議

君津中央病院 NICU 病棟の入院児または退院児について、地域・病院各所より 1 歳児の状況を報告し支援の方向性について検討している。また今後退院予定の児の事例検討や地域の医療・保健に関する情報交換を君津保健所と合同で開催している。

表 2 - (11) NICU連絡会議実施状況

日時	出席者	内容
令和4年6月27日	病院（医師、看護師等）、 保健所（市原、君津）関係市、43名	(1) 事例について (2) 事前質問への回答 (3) 連携体制フロー図
令和5年2月27日	病院（医師、看護師等）、 保健所（市原、君津）関係市、34名	

3 成人・老人保健事業

従来、老人保健法に基づいて実施されてきた老人保健事業のうち、市は平成 20 年から医療保険者が実施する事業以外の保健事業を実施しており、当センターは、市の健康増進事業の支援を行っている。

また、がん検診推進員育成講習会を実施している。

(1) がん検診推進員育成講習会

いちほら健康大使及び食生活改善推進員等（以下「推進員等」という。）に対し講習会を行い、がん検診推進員として育成し、これらの人材の協力を得て、各地域でがん検診の声かけ運動等を実施することにより受診率の向上を図る。

平成 26 年度からは、本講習会をブロック単位で開催することとなり、君津及び安房健康福祉センターと輪番で企画、調整を行い、開催している。

表 3 - (1) がん検診推進員育成講習会

開催年月日	参加者数	内容
-	-	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により開催を見合わせた。 (安房健康福祉センターが担当)

4 一人ひとりに応じた健康支援事業

生涯を通じて、一人ひとりが年代や性別、健康状態や生活習慣に応じた確かな自己管理ができるよう、健康づくりの支援体制を充実することを目的とし、健康相談事業を実施している。

(1) 健康相談事業

身体的、精神的な悩みを有する思春期以降の全年齢にわたる男女を対象とし、保健師等専門職が相談に応じている。保健相談等を希望するものを、相談内容により適切な相談機関や医療機関等へ紹介できるよう管内の情報を把握し整理するよう努めている。

表 4 - (1) 健康相談実施状況 (電話)

(単位：件)

区分 年度	男	女	総 数
令和 2 年度	18	17	35
令和 3 年度	6	10	16
令和 4 年度	17	35	52

5 総合的な自殺対策推進事業

全国の令和4年の自殺者数は、21,881人となり、前年に比べ4.2%増加している。

平成18年10月に施行、平成28年に改正された自殺対策基本法では、自殺対策を総合的に推進することが示されるとともに、市町村において地域の実情を勘案した自殺対策計画の策定が義務付けられている。

そのため、当所では、市町村自殺対策計画の策定支援を行うとともに、同計画に係るワークショップに参加するなどし、各関係機関と連携して地域の状況把握、啓発活動、相談窓口の周知、精神保健福祉相談等を行っている。

(1) 住民向け講演会・相談対象者向け研修会

表5- (1) 研修会の実施状況

名 称	実施年月日	参加者数・職種	内 容
—	—	—	—

(2) その他の会議等

表5- (2) 会議等の開催状況

名 称	実施年月日	参加者数・職種	内 容
—	—	—	—

6 地域・職域連携推進事業

生活習慣病予防を中心とする各種保健事業の共同実施、地域保健関係施設の相互活用等、生涯を通じ、保健サービスを継続的に提供するために、健康福祉センター単位に「地域・職域連携推進協議会」を設置し、地域保健と職域保健の連携を図っている。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、協議会はZ o o mによるWEB会議を行った。主な共同事業については、チラシ等を活用した普及啓発を実施した。

表6－(1) 市原地域・職域連携推進協議会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
令和4年 9月5日 (Zoomによる WEB会議)	22名	議題 (1) 令和3年度 市原地域・職域連携推進事業の実施について (2) 令和4年度 市原地域・職域連携推進事業計画について (3) 5か年計画(平成30年～令和4年(2018年～2022年度)の最終評価について (4) 令和4年度 第1回市原地域・職域連携推進協議会作業部会の結果概要について (5) その他

表6－(2) 市原地域・職域連携推進協議会作業部会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
令和4年 6月22日	13名	(1) 令和3年度 市原地域・職域連携推進事業実績報告 (2) 令和4年度 市原地域・職域連携推進事業計画 (3) 5か年計画(平成30～令和4年度(2018～2022年度)の最終評価について (4) 市原地域における「健康課題」について
令和5年 3月8日	15名	(1) 令和4年度市原地域・職域連携推進協議会開催報告について (2) 市原地域・職域連携推進協議会における時期5か年計画について (3) 令和5年度市原地域・職域連携推進事業の実施について (4) その他

表6－(3) 共同事業開催状況

開催年月日	主な内容
通年	① 協議会チラシを活用した普及啓発 ② 保健所だよりや保健所ホームページでのたばこ対策・生活習慣病予防対策の情報発信 ③ 5か年計画を評価するための実態調査の実施

7 栄養改善事業

管内市の総人口はやや減少傾向にあり、令和3年の高齢化率は29.7%で、年々上昇傾向にある。そのため、生活習慣病の発症や重症化を予防するとともに、単なる長寿ではなく健康寿命を延ばすことを目指した生活習慣及び食生活の改善が重要となる。

令和4年度はZoomによるオンライン研修会及びYouTube配信等デジタル技術を活用して普及啓発を行った。

(1) 健康増進（栄養・運動等）事業

個別指導は、来所や電話による生活習慣病等の栄養相談等において実施した。

集団指導は、住民及び関係者を対象とした講習会・研修会を開催し、正しい知識の普及・啓発に努めた。

表7－(1) 健康増進（栄養・運動等）指導状況

(単位：人)

		個別指導延人員							集団指導延人員							
		栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	(再掲)訪問による栄養指導	運動指導	(再掲)病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他	栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	運動指導	(再掲)病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他
実施数	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳幼児	-	-	-	/	/	/	/	-	-	/	/	/	/	-	-
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児を除く)	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20歳以上 (妊産婦を除く)	63	3	-	-	-	-	-	-	189	127	-	-	-	-	-
(再掲)医療機関等へ委託	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳幼児	-	-	-	/	/	/	/	-	-	/	/	/	/	-	-
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20歳以上 (妊産婦を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

ア 病態別個別指導

表 7 - (1) - ア 病態別個別指導状況 (単位 : 人)

種別	区分	計	生活習慣病	難病	アレルギー疾患	摂食障害	その他
病態別栄養指導		3	3	—	—	—	—
病態別運動指導		—	—	—	—	—	—

イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

表 7 - (1) - イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

名称	開催年月日	対象者	参加数	内容
食物アレルギー教室 (YouTube 配信)	令和 5 年 2 月 1 日 ～2 月 28 日	食物アレルギー児の保護者、関係者等	動画再生回数 127 回	① 講義 「食物アレルギー児の災害対策について」 講師 十文字学園女子大学 人間生活学部健康栄養学 准教授 林典子 氏 ② 紙芝居 「アレルギーっ子のための ”もしも”のときどうする？」 作成 NPO 法人千葉 アレルギーネットワーク

ウ 地域における健康づくり推進事業

表 7 - (1) - ウ 地域における健康づくり推進事業実施状況

名称	開催年月日	対象者	参加数	内容
健康づくり講演会 (Zoom による オンライン)	令和 5 年 1 月 24 日	管内給食施設 (事業所、 寄宿舍) 健康管理部門 担当者	20 施設 27 名	講演 「働く人の栄養・食生活の改善 ～交代勤務者の食事について～」 講師 東京労災病院治療就労両立 支援センター 平澤 芳恵 氏
減塩・肥満予防 情報提供 (チラシ送付)	令和 5 年 3 月 20 日	管内給食施設 (事業所、 寄宿舍)	35 施設	チラシ 「これならできる！ 肥満予防のひと工夫」 ※添付の QR コードによる動画再生回数 運動編 22 回 グー・パー食生活編 127 回

エ 国民（県民）健康・栄養調査

表 7 - (1) - エ 国民（県民）健康・栄養調査状況

調査名	調査地区（対象）	調査年月日・調査内容等
国民健康・栄養調査	市原市君塚地区（1地区） 8世帯 8名	令和4年11月16日 (栄養摂取状況調査及び生活習慣調査) 令和4年11月17日（身体状況調査）
県民健康・栄養調査	市原市君塚地区（2地区） 15世帯 19名	令和4年11月15日 又は 16日 (栄養摂取状況調査及び生活習慣調査)
	市原市若宮地区（1地区） 20世帯 61人	令和4年11月28日 (栄養摂取状況調査及び生活習慣調査)

オ 特別用途食品・食品に関する表示指導・普及啓発実施状況

表 7 - (1) - オ - (ア) 食品に関する表示相談・普及啓発実施状況

		業者への相談対応・普及啓発				
		相談（個別）		普及啓発（集団）		
		実相談 食品数	延相談件数	回数	延対象者数	内容 (講習会等)
特別用途食品及び特定保健用食品について		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	—
食品表示基 準について (保健事 項)	栄養成分	21	24	—	—	—
	特定保健用食品	—	—	—	—	—
	栄養機能食品	—	—	—	—	—
	機能性表示食品	—	—	—	—	—
	その他※	—	—	—	—	—
健康増進法第65条第1項（虚偽誇大広告）		—	—	—	—	—
その他一般食品について（いわゆる健康食品を含む）		—	—	—	—	—
		県民への相談対応・普及啓発				
		相談（個別）		普及啓発（集団）		
		延相談件数		回数	延対象者数	内容 (講習会等)
特別用途食品及び特定保健用食品について		— (—)		— (—)	— (—)	—
食品表示基 準について (保健事 項)	栄養成分	—		—	—	—
	特定保健用食品	—		—	—	—
	栄養機能食品	—		—	—	—
	機能性表示食品	—		—	—	—
	その他※	—		—	—	—
健康増進法第65条第1項（虚偽誇大広告）		1		—	—	—
その他一般食品について（いわゆる健康食品を含む）		—		—	—	—

() 内は、特定保健用食品再掲

※栄養成分以外の内容だった場合（特保、栄養機能食品、機能性表示食品は除く）

表 7 - (1) - オ - (イ) 食品表示等に関する指導状況 (表示違反への対応)

		指導状況 (個別)	
		実指導食品数	延指導件数
食品表示基準について (保健事項)	栄養成分※	— (—)	— (—)
	機能性表示食品	—	—
	その他	—	—
健康増進法第 6 5 条第 1 項 (虚偽誇大広告)		—	—
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)		—	—

※栄養機能食品、特定保健用食品を含む () 内は、栄養機能食品、特定保健用食品再掲

表 7 - (1) - オ - (ウ) 特別用途食品に対する検査・指導件数 (単位 : 件)

管内で製造される特別用途食品数	実検査食品数	延検査・指導食品数
— (—)	— (—)	— (—)

() 内は、特定保健用食品再掲

カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導

表 7 - (1) - カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導状況

個 別		集団指導		
内 容	延人員	内 容	延回数	延参加者数
栄養相談	71 名	食品衛生協会 衛生講習会	8	866 名
		保健所だより ①肥満予防のために生活をチェックしてみましよう (No. 50) ②あなたは「食塩」とりすぎていませんか? (No. 51)	2	19,400 部
		動画配信 (グーパー食生活 + チョキ)	通年	動画再生数 127 回

イ 給食施設個別巡回指導

表 7 - (2) - イ 給食施設個別巡回指導状況

	施設数	総指導施設数	管理栄養士・栄養士配置状況								
			管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもいる施設		栄養士のみ いる施設		どちらもいない 施設		
			施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	
合 計	124	28	31	8	26	11	33	6	34	3	
指定 施設 ①	計	2	2	-	-	2	2	-	-	-	-
	学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	病院	2	2	-	-	2	2	-	-	-	-
	介護老人保健施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	老人福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	児童福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	社会福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	寄宿舎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	矯正施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自衛隊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一般給食センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
300食 /回, 750食 /日 以上 (指 定施 設① を除 く) ②	計	14	5	4	2	3	3	3	-	4	-
	学校	5	5	2	2	3	3	-	-	-	-
	病院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護老人保健施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	老人福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	児童福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	社会福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業所	8	-	2	-	-	-	3	-	3	-
	寄宿舎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	矯正施設	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	自衛隊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一般給食センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

		総施設数	総指導施設数	管理栄養士・栄養士配置状況							
				管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもいる施設		栄養士のみ いる施設		どちらもいない 施設	
				施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)
100食 /回, 250食 /日以上 (① 、② を除く)	計	72	17	18	4	18	6	18	4	18	3
	学校	5	1	1	-	-	-	2	-	2	1
	病院	9	9	3	3	6	6	-	-	-	-
	介護老人保健施設	8	-	5	-	3	-	-	-	-	-
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	老人福祉施設	11	1	5	1	5	-	1	-	-	-
	児童福祉施設	18	2	1	-	3	-	8	2	6	-
	社会福祉施設	3	-	1	-	-	-	2	-	-	-
	事業所	13	4	2	-	-	-	4	2	7	2
	寄宿舍	5	-	-	-	1	-	1	-	3	-
	矯正施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自衛隊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一般給食センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その 他の 給食 施設	計	36	4	9	2	3	-	12	2	12	-
	学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	病院	2	2	2	2	-	-	-	-	-	-
	介護老人保健施設	2	-	1	-	1	-	-	-	-	-
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	老人福祉施設	10	1	3	-	1	-	5	1	1	-
	児童福祉施設	8	1	1	-	-	-	3	1	4	-
	社会福祉施設	4	-	-	-	1	-	3	-	-	-
	事業所	5	-	1	-	-	-	-	-	4	-
	寄宿舍	4	-	-	-	-	-	1	-	3	-
	矯正施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自衛隊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一般給食センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-

※施設に出向き個別指導した件数を記入する。

※管理栄養士・栄養士配置施設の記入については、「衛生行政報告例記入要領」を参照すること。

ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導

表7-（2）-ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導（単位：件）

	給食施設開始届	給食施設廃止（休止）届	給食施設変更届
届出数	1	2	44
指導数	1	2	44

エ 給食施設集団指導

表7-（2）-エ 給食施設集団指導状況

名称	開催年月日	対象者	参加者数	内容
市原市保育課主催 「給食担当者研修会」 （講師協力）	令和4年 4月21日	市原市公立保育園の給食従事者	9施設 13名	講義 「保育所給食施設の役割とは～給食従事者の視点から肥満を防ぐ～」 講師 市原保健所 栄養指導員
給食管理者・従事者研修会 「衛生講習会」 （Zoomによるオンライン研修会）	令和4年 7月27日	給食施設管理者・従事者	59施設 84名	①講義 「給食施設の衛生管理について」 講師 市原保健所食品衛生監視員 ②情報提供 「第4次千葉県食育推進計画について」 市原保健所 栄養指導員
市原市教育委員会主催 「第6回栄養士会議」（情報提供）	令和4年 12月2日	市原市学校給食共同調理場栄養士	5施設 10名	情報提供 「令和4年度実態調査の結果について」 市原保健所 栄養指導員
市原給食管理者協議会主催 「集団給食施設管理者講習会」 （講師協力）	令和4年 12月7日	給食施設管理者（市原給食管理者協議会加入施設）	18施設 19名	講義 「事業所給食施設の役割について」 講師 市原保健所 栄養指導員
給食管理者・従事者研修会 （Zoomによるオンライン研修会）	令和5年 2月13日	給食施設管理者・従事者	56施設 71名	①講義 「自然に健康になれる持続可能な食環境づくりとは～減塩の取り組み事例より～」 講師 淑徳大学看護栄養学部 栄養学科坂口景子氏 ②情報提供 「給食施設栄養管理状況報告書の集計結果～食塩相当量を中心に～」 市原保健所 栄養指導員

(3) 健康ちば協力店推進事業

表7-(3)-ア 健康ちば協力店登録状況

令和4年度登録件数			総登録件数
新規登録件数	変更件数	取消件数	
5	-	-	8

表7-(3)-イ 健康ちば協力店推進事業実施状況

区分	飲食店等に対する普及啓発及び指導状況		登録後の協力店に対する指導			県民に対する普及啓発及び指導状況	
	回数	延人員	回数	延店舗数	延人員	回数	延人員
個別指導	/	-	/	-	-	/	-
集団指導	11	964	1	8	8	-	-
合計	/	964	/	8	8	/	-

(4) 栄養関係団体等への育成・支援

表7-(4) 栄養関係団体等への育成・支援状況

名称	組織状況及び活動状況		保健所による育成状況	
	会員数及び加入組織数	活動内容	育成内容	延育成人員
市原給食管理者協議会	25施設	総会・研修会・役員会	会の活動支援及び運営の助言	64名
市原市栄養士会	60名	総会・研修会・役員会	会の活動支援及び運営の助言	28名
市原市料飲調理師会	417店舗	総会・研修会・役員会	会の活動支援及び運営の助言	-
市原市食生活改善協議会	67名	総会・研修会・役員会 食生活改善活動	会の活動支援及び運営の助言	30名

(5) 市町村への技術・助言支援等

表7-(5)-ア 市町村への技術支援、助言

名 称	開催月日	対象者	参加者数	内 容
市原市保育課主催 「給食担当者研修 会」 (再掲)	令和4年 4月21日	市原市公立 保育園の給食従 事者	13	講義 「保育所給食施設の役割とは ～給食従事者の視点から 肥満を防ぐ～」
市原市教育委員会主催 「第6回栄養士会 議」 (再掲)	令和4年 12月2日	市原市学 校給食共同調理場 栄養士	10	情報提供 「令和4年度実態調査の結果 について」

表7-(5)-イ 管内行政栄養士研究会等の開催状況

名 称	延回数	延参加人員	主な内容
栄養士業務連絡会	2回	15名	第1回 (1) 令和3年度栄養関係事業実績 及び令和4年度栄養関係事業 計画について (2) 第4次千葉県食育推進計画に ついて (3) その他情報交換 第2回 (1) 令和4年度栄養関係事業実績 (2) 令和5年度栄養関係事業計画 (3) その他情報交換 ・令和4年度給食施設実態調査 (市原市学校給食共同調理場) のまとめ

※ 市町村(在宅)栄養士研修会を含む

(6) 調理師試験及び免許関係

表7-(6) 調理師試験及び免許取扱状況 (単位:名)

年 度	調 理 師 試 験			免 許 交 付		
	受験者数	合格者数	合格率(%)	新規交付	書換交付	再交付
令和2年度	49	35	71.4	51	13	15
令和3年度	55	29	52.7	47	11	9
令和4年度	58	32	55.2	49	13	13

8 歯科保健事業

「難病及び障害者等歯科保健サービス事業実施要領」に基づき、難病及び障害者等に対し講演会等を実施することで、歯・口腔内の健康の維持増進を図っている。

(1) 難病及び障害者等歯科保健サービス事業

表 8 - (1) 難病及び障害者等歯科保健サービス事業実施状況

名 称	対象者	開催月日	内 容	参加人員
医療講演会 (YouTube 配信) (再掲※)	小児慢性 特定疾病 患者及び 家族	令和5年 2月中旬 ～3月31日	1 講演 「お食事に困難のあるお子さん への対応について」 講師 千葉県千葉リハビリテー ションセンター 認定看護師 青木ゆかり氏 2 講演及び演習 「在宅療養児の口腔ケア」 講師 千葉県千葉リハビリテー ションセンター 歯科衛生士 塩谷友季子氏	再生 回数 395回

※小児慢性特定疾患児童等自立支援事業と合同開催

9 精神保健福祉事業

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、保健所は精神保健福祉行政の第一線機関として位置付けられおり、法律に基づく入院事務等の業務と併せ精神保健福祉相談員や保健師等による相談及び訪問をベースに専門性や広域での連携や調整が必要な事項について市町村、医療機関、障害福祉サービス事業所等の地域の支援機関と連携を図り受療援助、精神障害者の社会復帰支援、普及啓発など地域精神保健福祉活動を実施した。

(1) 管内病院からの届出等の状況

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、管内の精神科病院（2病院）から措置入院、医療保護入院等に関する各種届出等を受理した。

表9－(1) 管内病院からの届出等の状況

(単位：件)

種別 年度	医療保 護入院 者の入 院届	応急入 院届	医療保 護入院 者の退 院届	措置症 状消 退届	措置入 院者の 定期病 状報告 書	医療保 護入院 者の定 期病状 報告書	その他
令和2年度	275	-	281	11	-	184	2
令和3年度	284	-	280	13	1	176	-
令和4年度	269	1	271	10	2	182	1

※ その他(令和2年度)は、転院許可申請2件の合計

※ その他(令和4年度)は、転院許可申請1件の合計

(2) 措置入院関係

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 22 条から第 26 条の 3 の規定による申請、通報又は届出のあった者について、調査の上必要があると認めるときは、同法第 27 条の規定により精神保健指定医による診察を実施する。このうち、入院措置が必要と判断された者について、同法第 29 条の 2 の 2 の規定により精神科病院へ移送し、法第 29 条の規定により入院措置を行う。急速を要し、通常の措置入院の手続きによることができない場合であって、法第 29 条の 2 の規定による入院措置が必要なときは、緊急措置入院の手続きを行った。

表 9 - (2) - ア 申請・通報・届出及び移送処理状況

(単位：件)

処理 申請通報等の別	申請・通報届出件数	診察の必要がないと認められた者	法第 27 条の診察を受けた者			法第 29 条の 2 の診察を受けた者			法第 29 条の 2 の 2 の移送業務		
			法第 29 条該当症状の者	その他の入院形態	通院・その他	法第 29 条の 2 該当症状の者	その他の入院形態	通院・その他	1 次移送	2 次移送	3 次移送
令和 2 年度	24	14	10	-	-	1	-	-	-	-	4
令和 3 年度	23	10	13	-	-	6	-	-	-	-	3
令和 4 年度	24	11	9	-	3	4	-	1	-	-	1
法第 22 条 一般人からの申請	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法第 23 条 警察官からの通報	7	-	6	-	-	4	-	1	-	-	1
法第 24 条 検察官からの通報	5	-	3	-	2	-	-	-	-	-	-
法第 25 条 保護観察所の長からの通報	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法第 26 条 矯正施設の長からの通報	12	11	-	-	1	-	-	-	-	-	-
法第 26 条の 2 精神科病院管理者からの届出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法第 26 条の 3 医療観察法に基づく指定医療機関管理者及び保護観察所長からの通報	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法第 27 条第 2 項 申請通報に基づかない診察	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※ 1 「申請・通報・届出件数」は受理日で集計

2 「法第 29 条の 2 該当症状の者」は、原則として法第 27 条の診察を受けた者の内数

3 1 次・2 次移送は、診察までの移送、3 次は措置決定後の病院までの移送

表9－(2)－イ 措置診察を受けた対象者の病名

(単位：件)

病名 年度 結果	総 数	統合 失調 症等	気 分 障 害	器質性 精神障害		中毒性 精神障害			神経 症性 障害 等	パー ソナ リテ イ障 害	知 的 障 害	て ん か ん	発 達 障 害	そ の 他 の 精 神 障 害	そ の 他	
				認 知 症	そ の 他	ア ル コ ール	覚 醒 剤	そ の 他								
				F0		F1										
				F2	F3	F00 ～ F03	F04 ～ F09	F10								F15
令和2年度	10	4	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
令和3年度	13	8	1	1	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	
令和4年度	13	1	4	-	1	-	2	1	2	1	-	-	1	-	-	
診察 実施	要措置	9	1	3	-	1	-	2	1	-	-	-	-	1	-	-
	不要措置	4	-	1	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-

※1 緊急措置診察を実施した結果、措置不要となった者 1名

2 緊急措置入院中に措置解除となった者 0名

3 その他には病名不詳を含む。

4 F0～F9、G40 は、世界保健機関（WHO）の国際疾病分類（ICD カテゴリー）の分類。

表9－(2)－ウ 管内病院における入院期間別措置入院患者数（令和5年3月31日現在）

(単位：人)

入院期間 年度	総数	6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上 3年未満	3年以上
令和2年度	3	3	-	-	-
令和3年度	4	3	-	1	-
令和4年度	4	4	-	-	-

表9－(2)－エ 申請・通報・届出関係の相談等

(単位：人)

性・年齢 区分	実数	性			年齢					延回数
		男	女	不明	20歳 未満	20歳 ～ 39歳	40歳 ～ 64歳	65歳 以上	不明	
相談	2	1	1	-	-	1	1	-	-	5
訪問	9	8	1	-	-	2	7	-	-	15
電話	21	18	3	-	3	6	12	-	-	386

(3) 医療保護入院のための移送（法第34条）

精神保健指定医の診察の結果、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障が認められる者であって、精神障害者本人の治療同意が得られない場合、その家族等のうちいずれかの者の同意があるときは、医療保護入院をさせるために知事の権限で応急入院指定病院に移送することができる。

令和4年度は案件がなかった。

表9－(3) 医療保護入院のための移送処理状況

(単位：件)

年 度 \ 区 分	受付件数	指定医の診察件数	移送件数
令和2年度	-	-	-
令和3年度	-	-	-
令和4年度	-	-	-

(4) 精神保健福祉相談・訪問指導実施状況

精神科医師による定例相談を月2回程度行うとともに、精神保健福祉相談員等による相談（面接・電話）、訪問指導を随時実施した。

表9－(4)－ア 精神科医師による定例相談

実 施 日	時 間	場 所
毎月 第2 木曜日	14:00～16:00	市原保健所 (市原健康福祉センター)
毎月 第4 水曜日	14:00～16:00	市原保健所 (市原健康福祉センター)

表 9 - (4) - イ 対象者の性・年齢

(単位：人)

性・年齢 区分	実数	性			年齢					延回数
		男	女	不明	20歳未満	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上	不明	
令和2年度	69	34	35	-	1	20	41	7	-	156
令和3年度	122	78	44	-	6	20	88	7	1	307
令和4年度	62	38	24	-	1	16	35	8	2	198
市原市	61	38	23	-	1	15	35	8	2	196
管外・不明	1	-	1	-	-	1	-	-	-	2
相談	33	22	11	-	1	10	15	5	2	70
訪問	29	16	13	-	-	6	20	3	-	128

※1 同一人により相談を3回・訪問を2回した場合、相談実数1、訪問実数1、計2となり、延回数は5回となる。

2 電話相談は計上していない。

表 9 - (4) - ウ 電話・メール相談延件数

(単位：件)

性 区分	性			
	計	男性	女性	不明
電話	1710	1103	603	4
メール	1	-	1	-

表9－(4)－エ 相談の種別(延数) (単位:件)

区分	病名	総数	精神障害に関する相談				中毒性精神障害に関する相談			ギャンブルの相談	摂食障害の相談	心の健康相談	思春期の相談	老年期の相談	てんかん	その他の相談
			診療に関すること	社会復帰等	生活支援	その他の相談	アルコール	覚醒剤	その他の中毒							
	令和2年度	156	70	25	22	16	5	-	4	3	-	6	-	-	-	5
	令和3年度	307	152	70	31	4	10	13	12	1	-	7	5	-	-	2
	令和4年度	198	72	72	30	11	1	2	1	-	-	3	1	4	-	1
相談	計	70	26	21	6	6	1	1	1	-	-	3	1	3	-	1
	男	42	15	14	5	5	1	-	-	-	-	1	-	1	-	-
	女	28	11	7	1	1	-	1	1	-	-	2	1	2	-	1
	不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
訪問	計	128	46	51	24	5	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-
	男	83	32	33	17	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	女	45	14	18	7	5	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表9－(4)－オ 援助の内容(延数) (単位:件)

種別年度	総数	医学的指導	受療援助	生活指導	生活支援	社会復帰援助	紹介・連絡	関係機関調整 方針協議	その他
令和2年度	159	5	35	33	25	15	17	29	
令和3年度	316	12	63	30	58	41	94	18	
令和4年度	215	10	30	20	15	33	100	7	

(注) 援助内容は重複あり

表9－(4)－カ 精神障害者の退院後支援相談対応件数 (単位:件)

	支援計画対象者			
	本人同意あり	会議開催数	計画に基づく支援者	
合計	9	8	9	医療機関、市役所等

(5) 地域精神保健福祉関係

会議等を通じて、精神障害者の適正な保健医療の確保や障害福祉サービスの提供等について、関係機関との連携を図った。

表9-(5)-ア 会議・講演会等

会議・講演会等の名称	開催日	参加人数(人)	対象者等
精神保健福祉業務連絡会	偶数月 第1木	12名	市職員等12名
千葉県精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業 ①代表者会議、②実務者会議	①3月(書面開催) ②年間5回	① 16人 ② 61人	管内関係機関職員等

表9-(5)-イ 家族教室・断酒教室・ボランティア講座・心の健康市民講座等

教室・講座等の名称	開催日	受講者数		内容
		実件数(件)	延件数(件)	
-	-	-	-	-

表9-(5)-ウ 組織育成・運営支援 (単位:件)

種別 区分	当事者支援	家族会支援	支援者支援	その他
支援延件数	-	-	-	-

(6) 心神喪失者等医療観察法関係

平成17年7月に施行された「心神喪失の状態で大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」は、心神喪失または心神耗弱の状態、大な他害行為(殺人、放火、強盗、強姦等、強制わいせつ、傷害)を行った者に対して、適切な医療を提供し社会復帰を促進することを目的とした制度である。保健所は、保護観察所と連携しながら、会議等への参加や訪問など、地域における支援を行った。

表9-(6) 医療観察法に係る会議への参加 (単位:件)

会議種別	C P A会議	ケア会議	その他
参加回数	2	4	-

- ※1 平成17年から医療観察法が施行されたことに伴い、保健所(健康福祉センター)においても各種会議への参加等が求められている。
- 2 「その他」は、C P A会議(Care Programme Approachの略)とケア会議以外の会議に参加した者を計上している。

10 肝炎治療特別促進事業

B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎の治癒を目的として、平成20年度からインターフェロン治療、平成22年度から核酸アナログ製剤治療の医療費助成制度が開始され、窓口相談・申請手続業務を行っている。平成26年度にはインターフェロンフリー治療が助成対象となった。なお、平成23年度から開始されたインターフェロン3剤併用療法については、プロテアーゼ阻害剤販売中止により令和3年10月に廃止された。

表10-(1) 肝炎治療特別促進事業受給者状況 (単位：人)

年度・市町村	治療 核酸アナログ 製剤	インターフェロ ン	インターフェロ ンフリー
令和2年度	55	-	56
令和3年度	99	-	36
令和4年度	112	-	34

11 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B型・C型ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の医療費の負担軽減を図りつつ、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組みを構築することを目的として平成30年12月から助成が開始され、窓口相談・申請手続業務を行っている。

また、令和3年4月から、分子標的薬を用いた化学療法または肝動注化学療法による通院治療の対象化、対象月数は、3月目以降に変更されている。

表11-(1) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者状況

(単位：人)

年度・市町村	治療 肝がん	重度肝硬変	総数
令和2年度	-	-	-
令和3年度	1	-	1
令和4年度	3	-	3

1 2 難病対策事業

原因不明であって、治療方法が確立されていないため、長期にわたる療養が必要となり、高額な医療費の負担が必要となる難病に対し、医療費の自己負担分を助成している。対象は、法制化前の 56 疾患（特定疾患）から法制化後に徐々に拡大し、338 疾病（指定難病）となっている。

また、これらの患者やその家族が抱える医療や療養生活に関する問題等に対し、専門医による相談、保健師等による訪問指導や窓口相談を実施した。

表 1 2 - (1) 特定疾患治療研究費受給者状況 (単位 : 件)

疾患名	年度・市町村別	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	総数	—	—	—

※受給者がいない疾患は省略する。

表 1 2 - (2) 指定難病医療費助成制度受給者状況 (単位 : 件)

疾患名	年度・市町村別	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	総数	2,206	2,133	2,191
1	球脊髄性筋萎縮症	3	3	4
2	筋萎縮性側索硬化症	20	15	15
3	脊髄性筋萎縮症	3	3	3
4	原発性側索硬化症	1	1	1
5	進行性核上性麻痺	31	30	29
6	パーキンソン病	266	249	266
7	大脳皮質基底核変性症	15	14	16
8	ハンチントン病	4	4	3
10	シャルコー・マリー・トゥース病	—	1	2
11	重症筋無力症	64	67	69
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	49	48	52
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	13	16	20
15	封入体筋炎	4	4	3

16	クドウ・深瀬症候群	1	1	1
17	多系統萎縮症	23	21	17
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	48	43	47
19	ライソゾーム病	4	3	1
21	ミトコンドリア病	7	8	6
22	もやもや病	35	29	29
23	プリオン病	1	-	-
26	HTLV-1 関連脊髄症	2	2	1
28	全身性アミロイドーシス	1	2	7
34	神経線維腫症	9	7	7
35	天疱瘡	10	9	7
37	膿疱性乾癬(汎発型)	7	7	6
40	高安動脈炎	8	10	9
41	巨細胞性動脈炎	3	3	5
42	結節性多発動脈炎	9	10	10
43	顕微鏡的多発血管炎	32	35	37
44	多発血管炎性肉芽腫症	7	5	6
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	8	10	10
46	悪性関節リウマチ	21	20	14
47	バージャー病	7	6	7
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	1	-	-
49	全身性エリテマトーデス	174	175	178
50	皮膚筋炎/多発性筋炎	43	47	46
51	全身性強皮症	59	57	58
52	混合性結合組織病	23	26	25
53	シェーグレン症候群	28	27	28
54	成人スチル病	6	6	7
55	再発性多発軟骨炎	1	1	1
56	ベーチェット病	51	48	49
57	特発性拡張型心筋症	47	38	36
58	肥大型心筋症	7	5	4
60	再生不良性貧血	11	10	11
61	自己免疫性溶血性貧血	1	1	1
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	2	2	2
63	特発性血小板減少性紫斑病	50	51	41
64	血栓性血小板減少性紫斑病	1	1	1
65	原発性免疫不全症候群	4	4	4
66	IgA 腎症	26	27	31

67	多発性嚢胞腎	19	19	22
68	黄色靱帯骨化症	19	15	12
69	後縦靱帯骨化症	69	66	66
70	広範脊柱管狭窄症	1	3	3
71	特発性大腿骨頭壊死症	38	35	35
72	下垂体性 ADH 分泌異常症	5	5	6
73	下垂体性 TSH 分泌亢進症	-	-	1
74	下垂体性 PRL 分泌亢進症	12	9	7
75	クッシング病	3	3	3
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	2	2	2
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	11	11	10
78	下垂体前葉機能低下症	54	56	59
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	3	3	3
82	先天性副腎低形成症	1	1	1
83	アジソン病	3	3	2
84	サルコイドーシス	24	25	27
85	特発性間質性肺炎	51	43	49
86	肺動脈性肺高血圧症	5	6	6
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	6	8	11
89	リンパ脈管筋腫症	2	3	2
90	網膜色素変性症	90	84	83
91	バッド・キアリ症候群	1	1	1
93	原発性胆汁性胆管炎	26	25	26
94	原発性硬化性胆管炎	2	2	3
95	自己免疫性肝炎	11	9	12
96	クローン病	74	73	79
97	潰瘍性大腸炎	286	263	273
98	好酸球性消化管疾患	2	2	1
113	筋ジストロフィー	3	4	6
117	脊髄空洞症	3	3	3
122	脳表ヘモジデリン沈着症	3	4	3
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	-	-	1
127	前頭側頭葉変性症	3	2	3
129	痙攣重積型（二相性）急性脳症	1	-	-
130	先天性無痛無汗症	1	1	1
131	アレキサンダー病	1	1	1
140	ドラベ症候群	1	-	-
145	ウエスト症候群	1	1	1

157	スタージ・ウェーバー症候群	1	1	1
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	12	12	14
166	弾性線維性仮性黄色腫	3	3	3
167	マルファン症候群	2	2	2
168	エーラス・ダンロス症候群	2	2	2
171	ウィルソン病	1	1	1
179	ウィリアムズ症候群	1	1	1
189	無脾症候群	1	1	-
191	ウェルナー症候群	1	1	1
198	4p欠失症候群	1	1	-
203	22q11.2欠失症候群	-	-	1
204	エマヌエル症候群	-	1	-
207	総動脈幹遺残症	2	2	2
209	完全大血管転位症	1	1	1
211	左心低形成症候群	1	1	1
212	三尖弁閉鎖症	-	-	1
215	ファロー四徴症	8	11	10
217	エプスタイン病	2	2	2
220	急速進行性糸球体腎炎	1	2	1
222	一次性ネフローゼ症候群	20	23	20
224	紫斑病性腎炎	2	-	-
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	5	4	4
227	オスラー病	2	2	3
229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	-	-	1
235	副甲状腺機能低下症	3	2	2
236	偽性副甲状腺機能低下症	2	2	3
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	2	3	3
246	メチルマロン酸血症	1	1	1
266	家族性地中海熱	2	2	2
271	強直性脊椎炎	15	14	15
274	骨形成不全症	1	1	1
279	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	1	1	1
283	後天性赤芽球癆	1	1	2
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	-	1	1
300	I g G 4 関連疾患	5	8	7
302	レーベル遺伝性視神経症	1	1	1
306	好酸球性副鼻腔炎	12	15	20
331	特発性多中心性キャッスルマン病	3	3	3

(3) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況

表12-(3) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況 (単位:人)

年度	総数
令和2年度	4
令和3年度	5
令和4年度	5

(4) 難病相談事業

ア 在宅療養支援計画策定・評価事業

表12-(4)-ア 在宅療養支援計画策定・評価会議実施状況 (単位:人)

区分 年度	支援計画 策定 実施件数	支援計画 評価 実施件数	構 成 員					
			専門医	家庭医	看護師	理学療法士	保健師	その他
令和2年度	-	-	-	-	-	-	-	-
令和3年度	-	-	-	-	-	-	-	-
令和4年度	-	-	-	-	-	-	-	-

イ 訪問相談事業

(ア) 訪問相談員派遣事業

表12-(4)-イ-(ア) 訪問相談員派遣事業実施状況

区分 年度	人数	回数	実人員	延人員
令和2年度	-	-	-	-
令和3年度	-	-	-	-
令和4年度	-	-	-	-

(イ) 訪問相談員育成事業

表12-(4)-イ-(イ) 訪問相談員育成事業実施状況

区分 年度	実施日	主 な 内 容	職 種	人 数
令和2年度	-	-	-	-
令和3年度	-	-	-	-
令和4年度	-	-	-	-

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催を見合わせた。

ウ 医療相談事業

表12-(4)-ウ 医療相談事業実施状況

実施日	参加 人数	実施会場	対象疾患	実施内容	従事者 人数
-	-	-	-	-	-

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため相談実施は見合わせた。

エ 訪問指導事業

表12-(4)-エ 訪問指導事業実施状況(疾患別) (単位:件)

疾 患 名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総 数	16	1	-
筋萎縮性側索硬化症	15	1	-
多系統萎縮性	1	-	-

オ 訪問診療等事業

表12-(4)-オ 訪問診療等事業実施状況 (単位:人)

区分 年度	指導人数		実施方法	従 事 者 人 数					
	実 人員	延 人員		専 門 医	主 治 医	看 護 師	理 学 療 法 士 等	保 健 師	そ の 他
令和2年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和3年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和4年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 訪問リハビリテーションも含む。

カ 窓口相談事業

表 1 2 - (4) - カ 相談内容 (単位：人)

内 容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
相 談 者 数 (延)	74	272	19
申 請 等	32	258	-
医 療	14	-	5
家 庭 看 護	27	14	8
福 祉 制 度	1	-	-
就 労	-	-	-
就 学	-	-	-
食 事 ・ 栄 養	-	-	-
歯 科	-	-	-
そ の 他	-	-	6

キ 難病対策地域協議会

表 1 2 - (4) - キ 難病対策地域協議会実施状況

実施日	テーマ	構成員 (職種)	延人数	内 容
-	-	-	-	-

13 受動喫煙対策

健康増進法の改正により、令和元年7月1日に子どもや患者等が主な利用者となる施設は原則敷地内禁煙となった。また、令和2年4月1日から多くの人々が利用する全ての施設において原則屋内禁煙となった。施設からの問合せや県民からの苦情等に基づく助言・指導等を行うとともに、指導によって改善が認められない場合等必要に応じて立入検査を実施するが令和4年度では立入調査対象施設はなかった。

表13-(1)-ア 問合せ・苦情届出状況

区分 年度	件数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象 外
令和2年度	53	-	53	-	-	-
令和3年度	17	1	15	-	-	1
令和4年度	11	-	10	-	-	1

表13-(1)-イ 立入検査状況

区分 年度	件数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象 外
令和2年度	-	-	-	-	-	-
令和3年度	-	-	-	-	-	-
令和4年度	-	-	-	-	-	-

14 市町村支援

市原市からの委嘱等を受け、健康増進計画・虐待防止・自殺対策等の会議に専門的・広域的な立場で出席した。

(1) 市町村への支援状況

表 14- (1) 市町村への支援状況

項目 市町村	会 議 ・ 連 絡				技術的支援		
	会 議 名	回 数	職 種	主 な テ ー マ	事 業 名	回 数	職 種
市原市	市原市健康づくり推進協議会	1	医	市原市総合計画における「いちほら健倅まちづくりプラン」の進捗管理			
	市原市学校給食共同調理場運営委員会	1	医	設置、管理及び運営について必要な事項を定める			
	市原市歯と口腔の健康づくり推進会議	2	課	市原市総合計画における「いちほら健倅まちづくりプラン」の市原市歯と口腔の健康づくり推進計画・評価について			
	「令和4年度いちほら健倅まちづくりプラン」ワークショップ	1	保	すこやか親子ワークショップ（対面）			
		1	保	おとな元気ワークショップ（対面）			
		2	栄	おいしい“わ”ワークショップ			
		2	精	自殺対策ワークショップ			
	市原市周産期保健に関する連絡調整会議	1	保	連絡調整会議			
	市原市要保護児童対策地域協議会	1	医	代表者会議			
		11	保	実務者会議			
市原市フッ化物洗口推進研究会	2	保	集団フッ化物洗口実施状況について（対面）				

*職種：医（所長）、次（次長）、課（課長）、保（保健師）、栄（栄養士）、精（精神保健福祉相談員）、事（一般行政）

15 福祉関係事業

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域の社会福祉の増進に努めることを本務として、自主的な活動を行っているほか、行政機関への協力者として活動している。

表15－(1) 民生委員・児童委員配置状況（各年度3月31日現在）

（単位：人）

市町村	定数	現 員			左の内訳	
		民生委員 児童委員	主任児童 委員	計	男	女
令和2年度	398	357	28	385	205	180
令和3年度	398	355	28	383	203	180
令和4年度	406	349	27	376	195	181

(2) 児童福祉

重・中度の障害を有するため、日常生活において介護を必要とする20歳未満の児童を育てている父（母）に支給される特別児童扶養手当の支給に関する認定事務を行っている。

ア 特別児童扶養手当

精神または身体に政令で定める程度の障害を有する20歳未満の児童を監護している父若しくは母または養育者に対して特別児童扶養手当を支給している。

表15－(2)－ア 特別児童扶養手当受給状況（単位：人）

区分 市町村	受給者数	支 給 対 象 障 害 児 数							
		身体障害		精神障害		重複障害		計	
		1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級
令和2年度	392	72	22	153	158	4	－	229	180
令和3年度	395	70	26	163	152	3	－	236	178
令和4年度	401	67	28	170	156	4	－	241	184

（注）1人の受給者が複数の支給対象障害児を監護・養育する場合がある。

(3) 母子・父子・寡婦福祉資金

母子及び父子家庭及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長並びにその児童の福祉向上を図ることを目的として、母子父子寡婦福祉資金貸付制度により各種資金の貸付を行っている。

ア 母子・父子福祉資金貸付状況

表 15 - (3) - ア 母子・父子福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
市町村												
令和 2 年度	-	-	6,060	-	-	-	-	-	-	-	826	-
令和 3 年度	-	-	3,360	-	-	-	-	-	-	-	1,030	-
令和 4 年度	-	-	1,560	-	-	-	-	4,248	-	410	490	-

イ 寡婦福祉資金貸付状況

表 15 - (3) - イ 寡婦福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
市町村												
令和 2 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和 3 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和 4 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(4) 高齢者福祉

満百歳に対する祝品等の贈答事業や、公的年金等を受給していない老人福祉施設入居者に対し法外援護給付金の支給を行っている。

ア 百歳者に対する祝品等贈呈事業

百歳者に対し社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣から祝状及び記念品を贈呈している。

表 1 5 - (4) - ア 百歳者

(単位：人)

市町村	百歳者	左の内訳	
		男	女
令和 2 年度	54	5	49
令和 3 年度	54	7	47
令和 4 年度	48	7	41

イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給事業

老人福祉施設の入居者で、公的年金などを受給していない人に対し法外援護給付金を支給している。

表 1 5 - (4) - イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給状況

年度	支給実人員 (人)	支給総額 (円)
令和 2 年度	178	536,700
令和 3 年度	152	714,400
令和 4 年度	138	648,600

(5) 障害者福祉

在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者に、市が行う福祉手当の給付に対する補助金の交付や、在宅の重度障害児・者の日常生活用具の取付費の補助を行っている。

また「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、障害のある人に対する誤解や偏見を解消し、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるために、障害のある人への差別に関する相談等を行っている。

ア 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業

在宅の重度知的障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に、市町村が行う手当の給付に対して補助金を交付している。

表 15 - (5) - ア

在宅重度知的障害者福祉手当・ねたきり身体障害者福祉手当支給状況

区分 市町村	在宅重度知的障害者		ねたきり身体障害者	
	件数(人)	補助金額(円)	件数(人)	補助金額(円)
令和2年度	3,660	14,460,000	-	-
令和3年度	3,307	13,228,000	-	-
令和4年度	3,372	13,488,000	-	-

イ 重度障害児・者日常生活用具取付費補助事業

重度障害児・者の日常生活用具の取り付けに必要な経費について、市町村が行う助成に対して補助金を交付している。

表 15 - (5) - イ 重度障害児・者日常生活用具取付費補助状況

市町村	件数(件)	内 容	補助金(円)
令和2年度	5	歩行支援用具等	43,372
令和3年度	14	移動・移乗支援用具等	221,250
令和4年度	6	移動・移乗支援用具等	130,830

ウ 障害者差別相談事業

広域専門指導員を配置して、地域における障害者に対する差別や偏見等への相談対応や助言等の支援、当事者間の問題解決を図るための調整活動を行っている。

表 1 5 - (5) - ウ 障害者差別相談状況 (単位：件)

区 分	差別等相談		差別等相談活動件数内訳						再掲		その他の相談件数	条例周知活動
			電話	来所面接	訪問面接	関係機関連絡・調整	事例検討会・会議	その他	虐待の相談			
	実件数	活動件数							実件数	活動件数		
令和 2 年度	4	28	13	-	-	15	-	-	-	-	17	16
令和 3 年度	4	14	6	-	-	8	11	-	-	-	9	115
令和 4 年度	8	64	35	-	1	26	-	2	-	-	10	150

エ 地域相談員の委嘱

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」により、地域相談員として知事に委嘱され、地域の身近な窓口として、これまでの経験と知識を活かし条例の周知や相談活動等を行っている。

表 1 5 - (5) - エ 地域相談員委嘱状況 (単位：人)

区分 市町村	身体障害者相談員	知的障害者相談員	その他相談員	計	左の内訳	
					男	女
令和 2 年度	13	7	10	30	14	16
令和 3 年度	12	7	10	29	13	16
令和 4 年度	13	7	10	30	14	16

オ 地域相談員等研修会

地域相談員の障害に関する知識・理解を深めるとともに、地域相談員間や関係機関との情報交換を通じて、連携した相談活動を展開するネットワークづくりを勧めることを目的として、毎年 1 回研修会を実施しているが、令和 4 年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で実施を見合わせた。

(6) 配偶者暴力相談支援事業

平成16年6月1日から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)に基づいて、配偶者暴力相談支援センターに指定され事業を開始した。

配偶者(婚姻関係と同様の事情にある者を含む)からの暴力を受けた被害者(離婚後も元配偶者から生命または身体に危害を受けるおそれのある者を含む)からの相談を受け、必要な助言・支援を行っている。

表15-(6) 配偶者暴力相談支援状況

(単位:件)

区分 年度	総相談件数				来所相談件数				電話相談件数				出張相談件数			
	総数	うちDV	うちストーリーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーリーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーリーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーリーカー行為等	うち内閣府報告分
令和2年度	185	97	-	97	39	38	-	38	146	59	-	59	-	-	-	-
令和3年度	113	77	-	77	22	22	-	22	91	55	-	55	-	-	-	-
令和4年度	149	91	-	91	28	28	-	28	121	63	-	63	-	-	-	-
区分 年度	書面提出 件数	通報件数		来所相談 証明書 発行件数	交際相手からの暴力 相談件数											
					総数	通報										
令和2年度	-	3		42	-	-										
令和3年度	1	-		22	-	-										
令和4年度	-	-		33	-	-										

(7) 戦傷病者の援護

ア 管内戦傷病者数及び援護状況

戦傷病者手帳の交付を受けた者に対し、補装具の支給、乗車引換証等の交付事務を行っている。

表 1 5 - (7) - ア 管内戦傷病者数及び援護状況

(単位：件)

区分 市町村	戦傷病者手帳 所持者数	補装具の支給	医療券の交付	乗車引換証 (変更)の交 付
令和 2 年度	4	-	-	-
令和 3 年度	4	-	-	-
令和 4 年度	3	-	-	-

イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員の嘱託

戦没者遺族及び戦傷病者の福祉の増進を図るため、援護の相談に応じ、必要な指導・助言を行う。

表 1 5 - (7) - イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員嘱託状況

(単位：人)

市町村	市原市	合計
戦没者遺族相談員	1	1
戦傷病者相談員	1	1

(8) 児童手当事務指導監査

児童手当の支給事務が適正かつ円滑に実施されているか否かを調査し、必要な是正措置を講ずることを目的に、県（健康福祉センター）が市町村に対し実施している。一般指導監査は、概ね 2 年に 1 回程度の実施となっている。

表 1 5 - (8) 児童手当事務指導監査状況

市町村	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
市原市	-	R4. 2. 24 実施	-

※令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため実施を見合わせた。

(9) 中核地域生活支援センター連絡調整会議（部会）

中核地域生活支援センターは、子ども、障がい者、高齢者等誰もが、ありのままにその人らしく、地域で暮らすことができる地域社会を実現するため、多様な相談に対して24時間365日体制で総合的な対応を行う地域福祉のセーフティネットとして、広域的、高度な専門性を持った寄り添い支援を行っている。

保健所（健康福祉センター）は、地域の関係機関や関係者と地域課題の共有等を図るため、中核地域生活支援センターとともに、連絡調整会議を開催している。

表15－(9)－ア 中核地域生活支援センター連絡調整会議実施状況

開催日	令和5年2月～3月中
場所	書面による開催
内容	令和4年度中核地域生活支援センター活動報告等
構成員・参加者人数	関係機関担当者・22人